

# 記入例

# 療養費 支給申請書 (治療用装具)

1 2 ページ

全国健康保険協会 船員保険部  
船員保険 被保険者 療養費 支給申請書 (立替払等、治療用装具、生血) 療

被保険者(申請者)記入欄

①	被保険者証の記号および番号(左づめ)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 - 1 2 3
②	被保険者の氏名・印(申請者)	(フリガナ) センボ タロウ 船保 太郎 (印) 自署の場合は押印を省略できます。
③	生年月日	昭和 平成 3 年 10 月 2 1 日
④	住所	郵便番号 1 0 2 - 8 0 1 6 電話番号(日中の連絡先) 03 (XXXX) 〇〇〇〇 東京 (都) 千代田区富士見 2-7-2

⑤ 振込希望口座

金融機関名称	銀行 (信金、労働、信連連、農協、漁協、その他)	本店(本所) 出張所 代理店 支店(支所)
預金種別	普通 当座 その他	ゆうちょ銀行の場合は漢数字3文字です。
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	カタカナでご記入ください。 センボ タロウ

②の名義以外の口座に振込を希望される場合のみご記入ください。(この欄の押印は省略できません。)

⑥ 受取代理人の欄

被保険者(申請者)	本申請に基づく給付金に関する受領を下記の代理人に委任します。 令和 年 月 日 氏名 (印) 住所 [被保険者欄③]の住所と同じ
代理人(口座名義人)	(フリガナ) 被保険者との関係 (郵便番号) ( ) 電話番号(日中の連絡先) ( )

⑤ 被保険者のマイナンバー記入欄 R2.4

被保険者証の記号番号を記入した場合は記入不要です。記入した場合は、必ず本人確認書類を添付してください。

社会保険労務士の提出代行者名記入欄 (印)

ご提出先 〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階 全国健康保険協会 船員保険部

1 記号・番号は、被保険者証に記載されています。

2 船員である(あった)被保険者(疾病任意継続被保険者を含む)の氏名をご記入ください。被保険者が亡くなられ、生計を同じくされていたご家族の方が申請される場合は、申請される方の氏名をご記入ください。(住所・振込口座も同様です。)なお、③欄の生年月日は被保険者のものをご記入ください。

3 ご希望の振込希望口座をご記入ください。預金種別についても、必ず該当するものに○をしてください。

4 ②の申請者名義以外の口座に振込を希望される場合は、必ずご記入ください。受取代理人の欄の申請者の印は、②欄に押印いただいたものと同じものを押印ください。

記入内容を訂正した場合は、訂正箇所(訂正印(申請者の印))を押印してください。

5 ①の記号番号を記入した場合は、記入不要です。被保険者のマイナンバーを記入した場合は、以下の書類が必要です。<sup>\*1</sup> 貼付台紙<sup>\*2</sup> に㊦㊧どちらも貼付し、申請書に添付してください。

- ㊦ 身元確認を行うための書類 (いずれか1点)
  - 被保険者の個人番号カード(表面)のコピー、運転免許証のコピー、パスポートのコピー、その他官公署が発行する写真付き身分証明書のコピー
- ㊧ 番号確認を行うための書類 (いずれか1点)
  - 被保険者の個人番号カード(裏面)のコピー、個人番号通知のコピー、被保険者の個人番号が記載された住民票か住民票記載事項証明書

<sup>\*1</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定められています。  
<sup>\*2</sup> ホームページからダウンロードできます。(印刷環境がない場合は船員保険部までご連絡ください。)

## ご提出先

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階  
全国健康保険協会 船員保険部



船員保険 被保険者 療養費 支給申請書  
家族 (立替払等、治療用装具、生血)

被保険者(申請者)記入用

申請内容	⑦	受診者 ※被保険者の場合、 ⑦の記入は不要です。	氏名	船保 花子	生年月日	昭和 平成 令和	30年 1 月 23 日	
	⑧	傷病名	右膝関節靭帯損傷		発病または 負傷年月日	平成 令和	〇〇年 5 月 4 日	
	⑨	発病の原因および経過	<input type="checkbox"/> 病気(疾病) → 発病の原因および経過 <input checked="" type="checkbox"/> ケガ(負傷) → 別紙「負傷原因届」を添付してください。					
	⑩	診療を受けた医療機関等	医療機関の名称	医療機関の所在地		診察した医師等の氏名		
			〇〇総合病院	東京都〇〇区〇〇		〇〇 〇〇		
	⑪	診療を受けた期間	医療機関の名称	医療機関の所在地		診察した医師等の氏名		
	⑫	診療に要した費用の額	25,000 円		海外で診療を受けた場合は、国名と通貨単位をご記入ください。 (国名: ) (通貨単位: )			
	⑬	診療の内容	右膝用の装具を作成した。					
	⑭	療養費の支給申請の理由	<input type="checkbox"/> 入社して間もなく、被保険者証が届いていなかったため <input type="checkbox"/> 緊急やむを得ず受診し、被保険者証を持っていなかったため <input type="checkbox"/> 誤って他の保険者の被保険者証を使用したため <input checked="" type="checkbox"/> 治療用装具を作成したため <input type="checkbox"/> 海外で急な病気やケガなどにより、やむを得ず現地の医療機関で受診したため <input type="checkbox"/> その他 (理由: )					

**6**  
病気(疾病)の場合は、発病時の状況を記入してください。(わからない場合は、「不詳」とご記入ください。)  
ケガ(負傷)の場合は、別紙「負傷原因届」を添付してください。

**7**  
治療用装具を装着した日をご記入ください。  
※「弾性着衣」および「小児弱視等にかかる眼鏡等」の場合は記入の必要はありません。

**8**  
領収書(領収明細書)に記載されている金額をご記入ください。

申請書は2ページです。漏れなく正確にご記入ください。

1/2ページ

2/2ページ

申請書は、家族（被扶養者）の療養費支給申請であっても、被保険者ご自身でご記入ください。

被保険者が亡くなった場合は、生計を同じくされていたご家族の方がご記入ください。

添付書類をご用意ください。（コピーと指定していないものは、原本が必要です。）

治療用装具の場合	●医療機関等が発行した「医師の意見書（同意書・証明書）および装具装着証明書」 または医師から記入・証明を受けた「意見および装具装着証明書」
弾性着衣の場合	●医療機関等が発行した「弾性着衣等装着指示書」
小児用弱視等の治療用眼鏡等の場合	●医療機関等が発行した「眼鏡等作成指示書」 「眼鏡等作成指示書」に視力等の検査結果が明記されていない場合は、「検査結果のコピー」を添付してください。
靴型装具を作成した場合は添付してください。	●靴型装具の現物写真
いずれの場合も添付してください。	●領収書 装具や眼鏡等の名称、種類および内訳別の費用額や義肢装具士の氏名（押印でも可）が記載された領収書を添付してください。

このほか、必要に応じ、次の書類を添付してください。

ケガ（負傷）による申請の場合	●負傷原因届 ※
第三者の行為による傷病の場合	●「第三者行為による傷病届」※
被保険者が亡くなられ、生計を同じくされていたご家族の方が申請する場合	●亡くなられた方の「住民票除票」および申請者の「住民票」 ●被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等

※ホームページから印刷できます。（印刷環境がない場合は、船員保険部までご連絡ください。）

## 療養費（治療用装具）の支給要件等

### 支給対象となる治療用装具

治療用装具が療養費の支給対象となるのは、次のような場合などです。

- 1** 医師の指示により、コルセット、関節固定器や義手、義足、義眼、弾性着衣などの治療のため必要な装具を購入、装着した場合（治療用装具代を全額負担したとき）
- 2** 9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入した場合（眼鏡代等を全額負担したとき）※治療用眼鏡等の更新の場合は、年齢や装着期間によって支給対象とならない場合があります。

### 支給額

申請書に添付された領収書等により、船員保険部が障害者総合支援法等により定められた額に基づき計算した額（実際に支払った額を超える場合は、実際に支払った額）から、一部負担金等相当額（加入者が負担すべき額）を差し引いた額を療養費として支給します。

実際に支払った額	
船員保険部が障害者総合支援法等の基準で計算した額	
一部負担金等相当額	払いもどされる額（療養費）

船員保険部が計算した金額と比べて超過した額は、療養費の支給計算の対象外となります。

### ご存知ですか？

治療用装具を購入したという場合以外にも、やむを得ず保険証を提示できず自費で受診したときなど、船員保険部がやむを得ないと認めたときに療養費として支給します。  
この場合の支給申請は、療養費支給申請書（立替払等）をご使用ください。

- 1** 保険証の交付を受けるまでの間に傷病にかかり、被保険者資格があることを証明できないため、自費で診療を受けたとき
- 2** 近くに保険医療機関がなく、緊急を要するためやむを得ず船員保険が利用できない医療機関で診療を受けたとき
- 3** 船員保険の加入期間に、資格がなくなった他の保険者（国民健康保険など）の保険証を使用して診療等を受け、医療費の返還を行ったとき
- 4** 生血液の輸血を受けたとき（保存血を輸血した場合は、原則、保険診療の対象となるため、療養費を請求する必要はありません。）